

企画県土警察常任委員会資料

(平成21年11月25日)

- 1 鳥取県型の地域主権の研究・検討について 【政策企画総室】 · · · · 1 ページ
- 2 近畿ブロック知事会議の概要について 【政策企画総室】 · · · · · 4 ページ
- 3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
企業実態調査結果（速報）について 【男女共同参画推進課】 · · · 6 ページ
- 4 平成21年度鳥取県男女共同参画意識調査の実施状況
(速報)について 【男女共同参画推進課】 · · · 10 ページ

企 画 部

鳥取県型の地域主権の研究・検討について

平成21年11月25日
政 策 企 画 総 室

1 鳥取県地域主権研究会（第1回）の概要

(1) 日 時 平成21年10月24日（土）

(2) 場 所 鳥取県立図書館（大研修室）

(3) 委員等

スーパーバイザー 神野 直彦（関西学院大学教授）

委員 内海 敏（鳥取県社会福祉協議会会长）

吉田 秀光（三朝町長、鳥取県町村会長）＝欠席（意見書提出）

坂口清太郎（米子商工会議所会頭）

水野 由久（鳥取青年会議所理事長）

吉弘 憲介（とっとり地域連携・総合研究センター研究員）

※県からは、平井知事及び藤井副知事が出席

(4) 発言要旨

神野 教授	<ul style="list-style-type: none">グローカリゼーションといわれる国際化と地方分権という2つの動きがある。これまで上からの分権のシナリオが闊歩。今下からの分権改革で地域の住民から上がっていく分権構想をつくるのが真の分権。地域主権という下からのものと、上からのものでは大きく異なる。今後の議論は、公共サービスを市町村・県・国のどのレベルで意思決定するかの問題。一足飛びに融合型から分離型には行かない。徐々に、整理できることから分離していくというストーリーもある。市場か公共かという議論や、どのレベルでやるかという議論などが必要。事業仕分けも、どのようなサービスを公共部門に求めるか。最終的には住民が決めるべきことだが、地方分権では一人ひとりの国民の決定力の強化が必要。民主党のマニフェストには、地域主権について一步目しか示していない。二歩目が示されておらず、ビジョンもない。きちんとした方向性を打ち出していくべき。
内海 委員	<ul style="list-style-type: none">権限移譲自体は行政的に進めればよいと思う。地域主権というときに、60万人の鳥取県が、経済的にも、文化、観光、福祉の面でも、自立を求められたときに、どういう形の鳥取県主権というものを作っていくのか、道路の整備、中山間対策など、国の助成を求めていくのか、中央との関係をどうするか等の関係が気がかり。47都道府県がそれぞれやろうということになれば、鳥取県は弱小県で困るのではないかと思う。市町村に権限を下ろしても、県や国への相談で埒があかず、現状と変わらないではダメ。住民との間で理解する仕組みを作つておくことが必要。福祉については、住民の方が力を合わせてまとまっている。行政の関与が少し足らない気もする。

坂口 委員	<ul style="list-style-type: none"> 一つの案件について、市町村、県、国にそれぞれ行くというようなことが多い。非常にダブっているものがある。スリム化が住民にとって望ましい。ワンストップサービスで一つの所に行けば解決できるような形に整備することが大切。 市町村で解決できない問題もある。必要が生じたときに市町村を超えたエリアでの意思を決定する仕組みなどがあった方がよいと思う。
水野 委員	<ul style="list-style-type: none"> 常に地域主権という言葉を使っている。分権には上から分け与えられるような重たいイメージがある。一度、国の全ての事務を市町村で担うということにして、できないものを県・国に戻すくらい大胆に考えていくべき。市町村・県には、今まで以上の能力が求められる。 観光などは、中海圏や、東部では兵庫県も含めた広域で行われているが、市町村で観光に取り組む際には、それぞれの市町村の長所に特化して取り組むことでメリットを出すことも必要。
吉弘 委員	<ul style="list-style-type: none"> 事務配分は下に下りた方が、意思決定が早くなるというスピードのメリットが生かせる。行政だけが遅いスピードではメリットを生かせなくなる。もう一つは、スケールメリットで、地方債の管理、社会資本の管理など、資産とか負債とかお金の管理などは大きい方がメリットを生かせる。そういうものは県レベルで考えるべき。 原則論と実務的な現場の議論をどのように結びつけるのか今後検討。
平井 知事	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県のような小さな団体でも妥当するような地域主権国家像というものを、我々の手でモデルを作ってみて、それを政権に対してきちんと提言していくことが必要。 県内の国の出先機関はもとより、ブロックごとの機関も、中央省庁に引き上げたり、都道府県に任せるといった仕分けをすることになると思う。今の県と市町村の仕事に加え、いろんな仕事が出てくる。もう一度、さらから、市町村・県・国の有り方を議論する値打ちがある。 全国多くの自治体は、鳥取県のような中山間地域を抱えており、我々の提案が、政府内の検討に生きてくるのではないかと期待。 鳥取県でも事業棚卸を始めた。外部の目で皆様にも見ていただき、アドバイス、修正意見等を頂き、来年度に向けた筋肉質の鳥取県の財政づくりにもご協力をいただきたい。 理想だけで自立という言葉が一人歩きし、税財政の基盤を失いながらやってしまうと、地域間格差が拡大するだけに終わる。鳥取県から税財政システムを含めた地域主権国家像を提言していくことが、この国を安定的に発展させる地方分権システムの提案として有効。 特に、福祉は重要な領域。諸外国の地方自治行政でも、金銭的な給付行政だけでなく、人・モノのサービスとして行なうことが、今後の地方自治体のあり方。それに消費税等の課税がリンクしていく、そういう意味で福祉という領域は大事。 ・福祉分野での広域的な人材の調達、道路とか橋、徴税等の業務、そういうものは市町村と県の共通で持ち広域化を図り、サービスの向上を図るということはあり得ると思う。
藤井 副知 事	<ul style="list-style-type: none"> 吉田町長の問題認識についてご紹介する。特に、小さい町村の問題について、市でできるものであれば町村でもやった方がよいというご意見。逆に、個々の小さな単位に必要かどうかという問題認識をもっておられるのが、例えば教育

	<p>委員会、監査委員など。これらは、広域的に持つても良いのではないかという意見を仰っておられた。</p> <p>・私自身としては、障害者の就労支援など、国は全国一律でここまでしかできないというスタンスだが、柔軟に行えるのが県であって、もともと国では無理ではないかと思う。本来、地域にあるべき事業を国が取てしまっているだけではないか。</p>
--	---

2 今後の流れ等

- 第1回の鳥取県地域主権研究会の議論を踏まえ、現在、県庁内の地域主権検討プロジェクトチームにより、県・市町村の役割分担などについて検討を進めているところ。
- 今後の鳥取県地域主権研究会のスケジュールは、次のとおり。
 - ① 第2回目の会議（予定）
日時 平成21年12月13日（日） 午後2時～4時
場所 鳥取県立図書館（大研修室）
 - ② 第3回目の会議を平成22年3月上旬に開催し、方向性の取りまとめを行う予定。

近畿ブロック知事会議の概要について

平成21年11月25日
政策企画総室

平成21年11月4日(水)、京都市内で開催された近畿ブロック知事会議の概要は、次のとおりです。

1 行動宣言

- 近畿ブロック知事会の行動、当面の課題等について意見交換を行い、行動宣言（大覚寺宣言）を採択した。

2 関西活性化に向けた戦略

- 関西活性化に向け、平井鳥取県知事が、東アジア共同体構想などグローバルな視点に立った関西戦略が必要である旨を提案し、議論が行われた。

3 関西広域連合

- 関西広域連合について、主に、慎重姿勢の県（奈良県、福井県及び三重県）と積極姿勢に立つ府県（兵庫県、大阪府及び京都府）との間を中心にして議論が行われた。
- その際、平井鳥取県知事は、
 - ・ 現在、鳥取県においても、県議会で議論をしているところであること。
 - ・ ドクターへりや観光など、広域で取り組むことが望ましい事務もあるので、広域連合という制度・器は、そのツールとして使う余地は十分にあること。などの意見を発言した。

4 国の出先機関の事業仕分け

- 国の出先機関改革について、山田京都府知事が、関西広域連合でまず全部を受けるということを先行させるのではなく、出先機関事業の内容を公開のもとで点検する事業仕分けの実施を提案した。これに対し、各府県知事が概ね賛同し、国に求めていく方向等を確認した。

5 その他

- 地方財政の充実等について提言を取りまとめることとした。
- 新型インフルエンザのワクチン接種に対する緊急提言について、要望活動を行うこととした。
- 北陸新幹線の早期建設を求める緊急決議を採択した。

行動する近畿ブロック知事会宣言（大覚寺宣言）

経済・雇用情勢の悪化、過疎化の進行、地域活力の低下、格差の拡大、少子・高齢化の中での社会保障への不安など国民生活を巡る様々な不安の高まりの中で、日本は、今、閉塞感に包まれている。

こうした中で、地方行政を巡る情勢は大きく変化した。政府・与党は、国と地方の協議の法制化、義務づけ・枠付けの廃止、国の出先機関の原則廃止、地方の自主財源の充実など地域主権の具体化に向け、動き始めている。一方で、補正予算の見直しに加え、当初予算の編成課程の中で検討が進むマニフェストの具体化をはじめとする諸施策は、地方に大きな影響を与えるものが多く、地域実情を十分踏まえたものでなければ、国民生活に混乱が生じ、逆に地域の活力を低下させることも懸念される。

こうした中で、我々は傍観者となることは許されない。地域の創意工夫が活かされ、地域が自己決定できる地域主権国家の確立を推進する主体は、まさに我々自身でなければならない。そして、東京一極集中を是正し、バランスのとれた国土構造を形成していくため、関西こそが先導的役割を果たすとの気概を持って戦略的に行動していくことが求められている。

我々は、「地域主権の時代」を「関西の時代」にするため、より連携を強め、実効ある成果を上げるべく、国民・生活者の視点起点に立ち、発想を転換し府県の担う役割自体も含めて見直し、改革を進めていくことが不可欠であることを確認した。

近畿ブロック知事会は、関西から閉塞感を打破し、地域から日本を元気にしていくために、本日の議論を踏まえ、行動していくものである。

平成21年11月4日

近畿ブロック知事会

福井県知事	川島一誠
三重県知事	西野彦昭
滋賀県知事	田由紀昭
京都府知事	田啓二
大阪府知事	橋下徹
兵庫県知事	豊田敏三
奈良県知事	下戸吉正
和歌山县知事	橋井伸三
徳島県知事	仁井嘉吉
鳥取県知事	坂井門治

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）企業実態調査結果（速報）について
平成21年11月25日
男女共同参画推進課

1 調査の目的

県内の民間事業所におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の支援の取組、男女がともに働きやすい職場づくり、能力活用の取組などについての調査を行うことにより、鳥取県の実状に応じたワーク・ライフ・バランスを推進するための基礎資料とする。

2 調査の概要

(1) 調査対象：県内の民間事業所のうち従業者（常時雇用）規模10人以上の1,000事業所

(2) 調査期間：平成21年8月1日～10日

(3) 回収率：48.3%（483社）

(4) 実施方法：鳥取県男女共同参画をすすめるネットワークに委託

(5) 調査項目：全14問

ア 企業の属性、ワーク・ライフ・バランスについての認知度

イ 企業の取り組み実態（制度の有無と利用実績など）

ウ ワーク・ライフ・バランスに関する考え方（必要性、メリット、デメリット）

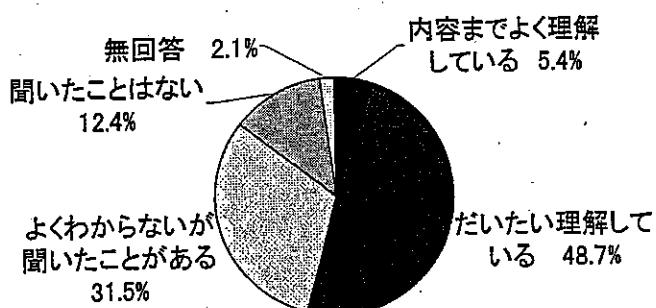
エ ワーク・ライフ・バランスの支援策（各種支援制度の認知度、行政に求めるもの）

3 主な調査結果

<認知度>

※端数処理の関係で内訳と合計が一致しない場合があります。

問1 あなたは「ワーク・ライフ・バランス」について、どの程度ご存知ですか。

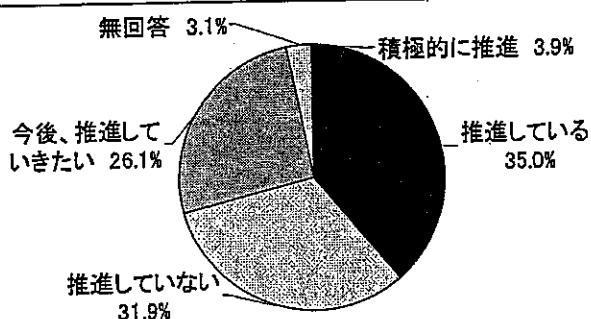


【ポイント】

- 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉は浸透してきているが、内容の理解まではすくない。

<取組姿勢>

問4 「ワーク・ライフ・バランス」について、貴社ではどのように取り組んでおられますか。

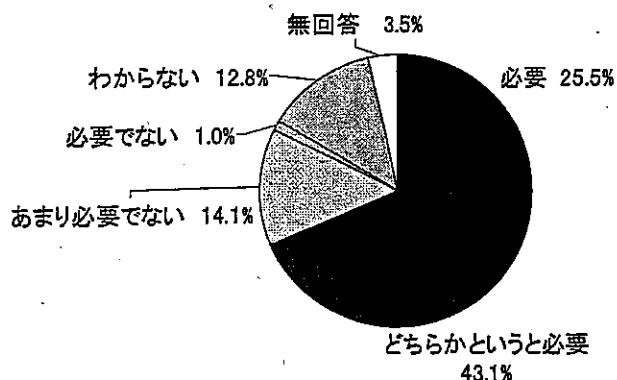


【ポイント】

- 半数以上の企業では現在のところ取組を推進していない。
- 「推進している」と「推進していない」がいずれも3～4割であり、企業間に格差がある。

<推進の必要性>

問9 「ワーク・ライフ・バランス」を貴社で推進していくことについてどうお考えですか。



【ポイント】

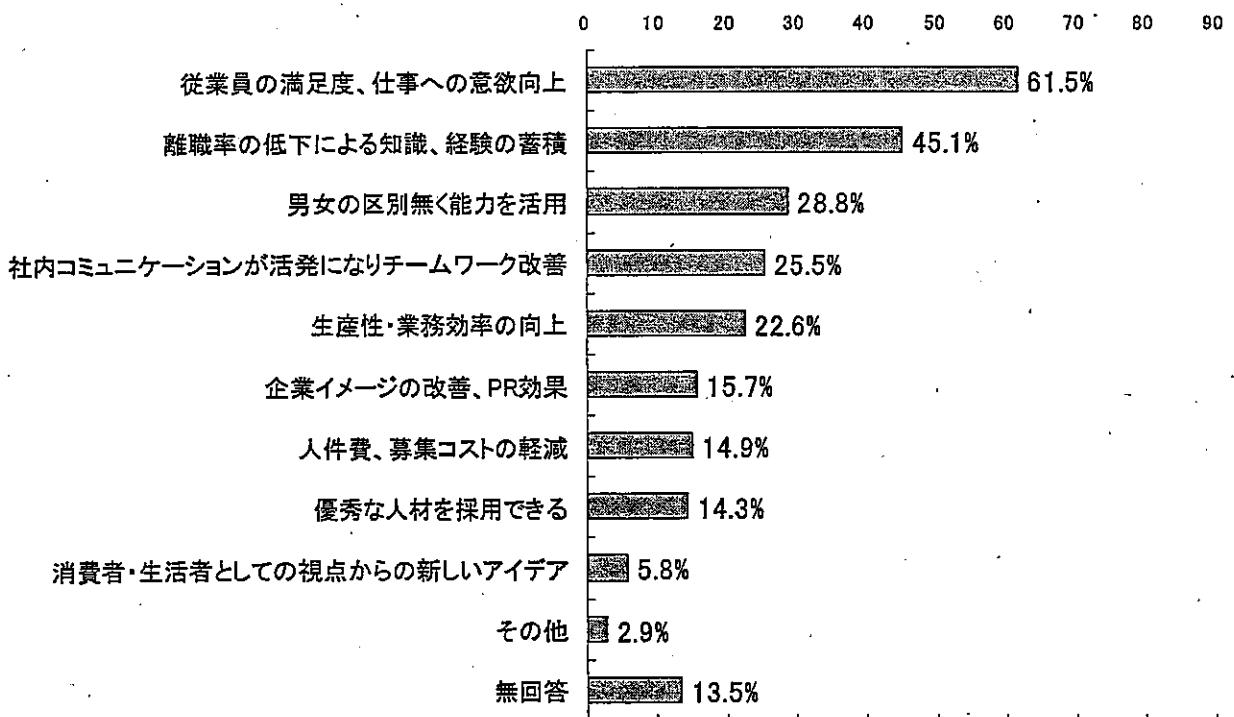
- ・ 約7割の企業がワーク・ライフ・バランスの推進の必要性を感じている。

<推進のメリット>

問10 「ワーク・ライフ・バランス」を推進することによって得られる貴社のメリットは何ですか。
(該当するものすべてに○)

【ポイント】

- ・ 「従業員の満足度、仕事への意欲向上」、「離職率の低下による知識、経験の蓄積」など、従業員へのメリットとして認識している企業が多い。
- ・ 一方、「優秀な人材の確保」、「生産性・業務効率の向上」など、企業戦略上のメリットとしての認識は低くなっている。

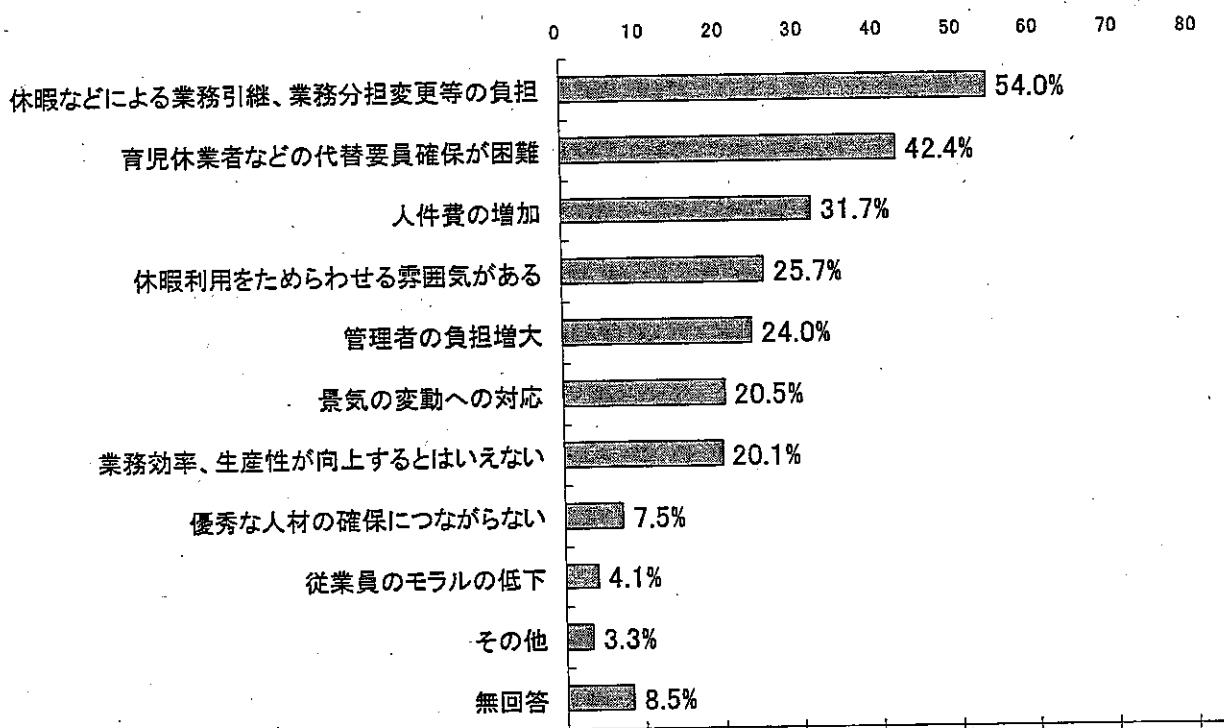


<推進する上での障害>

問11 貴社にとって「ワーク・ライフ・バランス」を推進することで障害となると思われることや、効果が期待できないと思われることは何ですか。(該当するものすべてに○)

【ポイント】

- 「業務分担変更等の負担」、「代替要員確保」など企業の管理者としての負担や、「人件費の増大」を推進の障害と認識している企業が多い。

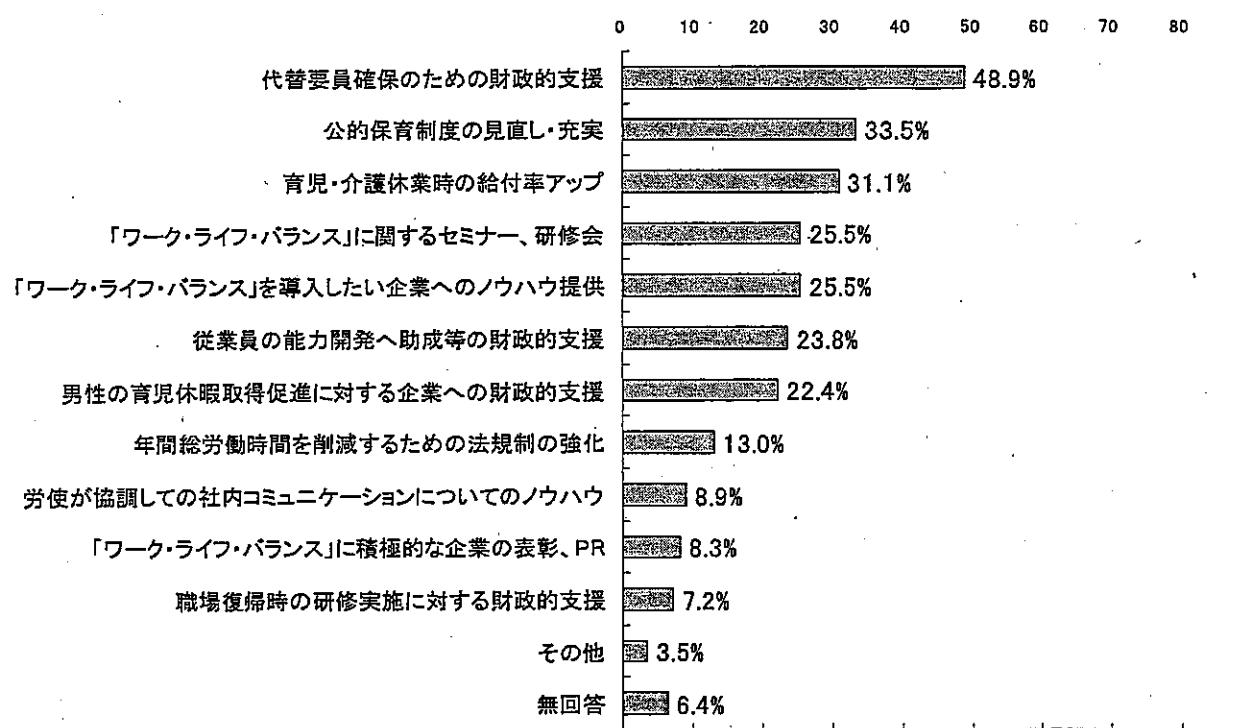


<行政に求めるもの>

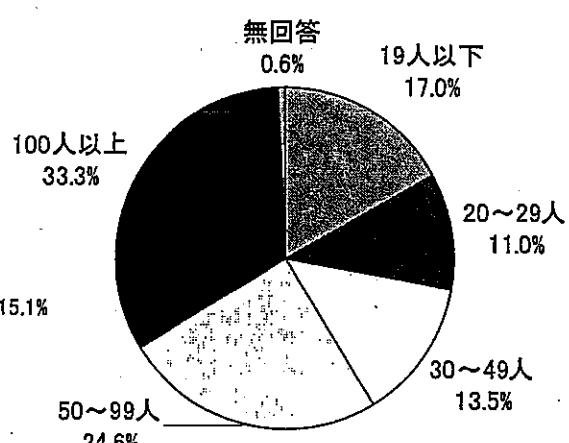
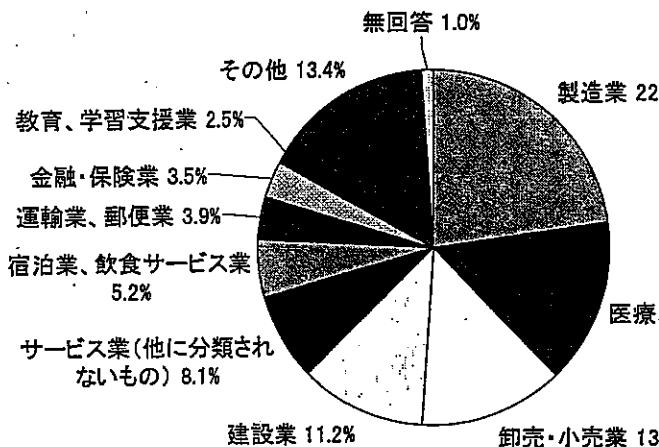
問13 企業が「ワーク・ライフ・バランス」を推進するために有効な国や地方自治体の支援や対策は何だと思いますか。(該当するものに3つまで○)

【ポイント】

- 「代替要員確保のための財政的支援」、「公的保育制度の見直し・充実」、「育児・介護休業時の給付率アップ」など、育児・介護休業に関係した企業、労働者への支援を求める企業が多い。
- 次いで、「セミナー、研修会開催」、「企業へのノウハウ提供」など取組推進のためのアドバイスを求める企業の割合もくなっている。



<参考>回答企業の業種、企業規模



平成21年度鳥取県男女共同参画意識調査の実施状況（速報）について

平成21年11月25日
男女共同参画推進課

1 調査の目的

男女共同参画についての県民の意識等を的確に把握し、今後の男女共同参画施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。（昭和57年度以降5年に1度実施、今回で6回目）

2 調査の概要

- ・調査対象 県内在住の20歳以上の男女2,410人
- ・回答者 1,333人(55.3%) 男女構成：男性57.8%、女性41.9%
- ・調査時点 平成21年8月1日
- ・調査項目 男女平等、家庭生活、就労・働き方、男女間における暴力など20項目

3 集計結果のあらまし

主要5項目について、集計結果のあらましを速報（別添）としてとりまとめた。その概要は以下のとおり。

○各分野における男女の地位の平等感（p3）

- ・「学校教育」「法律・制度」以外の分野では、男性が優遇されていると考える割合が高い。
- ・経年的には、いずれの分野でも男性が優遇されていると考える割合は減少してきている。

○「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という考え方について（p6）

- ・賛否が拮抗している。
「賛成」+「どちらかといえば賛成」41.6% 「反対」+「どちらかといえば反対」44.8%
- ・経年的には、長期的には賛成群が減少し反対群が増加しているが、短期的には大きな意識の変化は見られない。

○仕事と生活の調和に関する希望と現実（p8）

- ・理想としている生活と現状には、男女ともにギャップが見られる。
- ・全体、男女ともに約3割の人が仕事と生活の調和を望んでいるのに対し、実現できている人は1割に満たない。
- ・希望に比べ現実では、男性が「仕事」、女性が「仕事」及び「家庭生活」を優先している割合が大きくなっている。

○DVの被害経験（p10）

- ・女性の16人に1人、男性の50人に1人が、この5年の間に被害を受けた（受けている）と答えている。

○用語の認知度（p11）

- ・「男女共同参画社会」については、前回調査から大きな変化は見られない。
「知っている」+「聞いたことがある」85.3%
- ・「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」については、おおよそ半数（47.1%）の人には知られていない。

4 その他

調査した全項目についての説明及び分析については、今年度末に報告書としてとりまとめる予定としている。